

## 節約術を紹介します！（節約学習会の資料より）



### <税金の節約>

#### ☆ 確定申告をしましょう。

- ・年金の収入のみでも確定申告をしましょう。
- ・医療費控除の申告
- ・源泉税の返戻・・・投資信託や外貨投資などの分配金は源泉税がとられています。申告すると戻ってきますが、年間収入も考慮して申告をしましょう。
- ・住民税の返戻・・・確定申告をすることで、住民税を徴収される場合があります。戻ってくる金額と取られる住民税をよく計算をして見ましょう。自分の確定申告をする時、自分の保険料控除を忘れずにしましょう。

\* 住民税は確定申告による金額から所得割と均等割の住民税が課税されます。

- ・神奈川県民税・・・4.025%（所得割）、1,800円（均等割）
- ・二宮町民税・・・6%（所得割）、3,500円（均等割）
- ・横浜市民税・・・6%（所得割）、4,400円（均等割）

\* 確定申告をする時に戻る所得税の金額と払う住民税の金額を比べてみることも大切です。

#### ☆ 相続税対策

- ・平成17年1月より相続税が改正になります。

|     | 基礎控除                  | （例）基礎控除<br>妻・子2人の場合 |
|-----|-----------------------|---------------------|
| 改訂前 | 5,000万円+1,000万円×法定相続人 | 8,000万円             |
| 改訂後 | 3,000万円+600万円×法定相続人   | 4,800万円             |

基礎控除を超えた課税・3,000万円以下（15%）・5,000万円以下（20%—）  
・1億円以下（30%）

- ・年間110万円以内（生前贈与）で毎年動かす。子・孫に生命保険を掛けて保険料を払う。子や孫は生命保険料控除をする。
- ・死亡保険金には非課税制度がある。非課税限度額（500万円×法定相続人数）までは相続税が掛からないので、保険料は高いが、相続税対策の1つ。
- ・固定資産の相続では登記料が取られる。
- ・配偶者の相続は控除（1億6000万円）が大きいですが、配偶者以外の相続時の対策が必要。未成年の相続人は20歳になるまで1年に60,000円の控除が受けられる。
- ・「小規模宅地等の特例」相続人が生計を一つにしている相続では限度240㎡において80%の減税がある。



今月のおすすめ

味彩卵 赤玉

濃い黄身、濃い味。オトナ用ゼイタク卵。赤い鶏から生まれ、国産飼料米を10%配合しています。

